

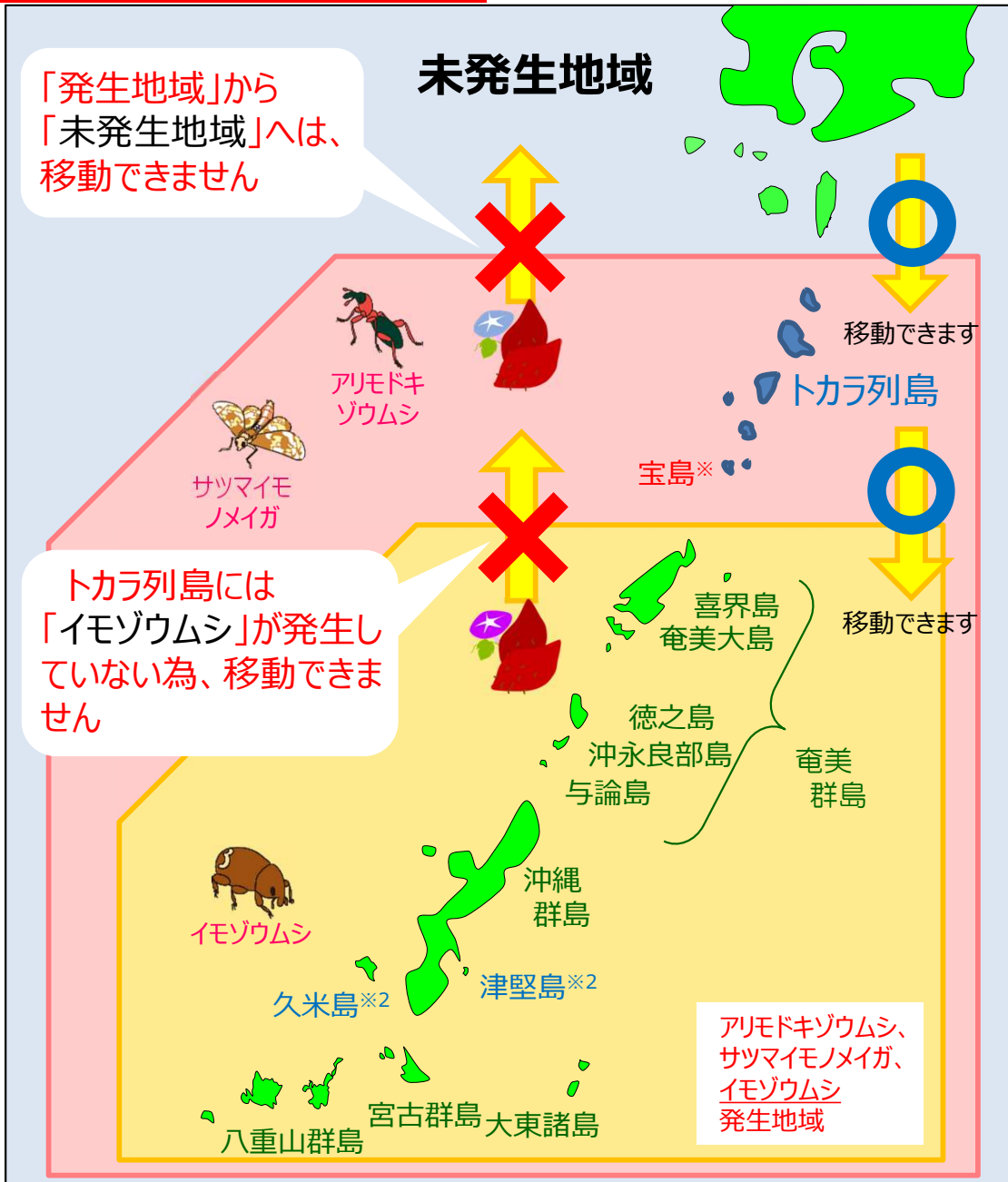
「トカラ列島」からサツマイモやアサガオ等は 持ち出し、発送ができません※1

植物防疫所
公式キャラクター
「びーきゅん」



トカラ列島には、県本土には発生していない農業に大きな被害を与える害虫がいます。

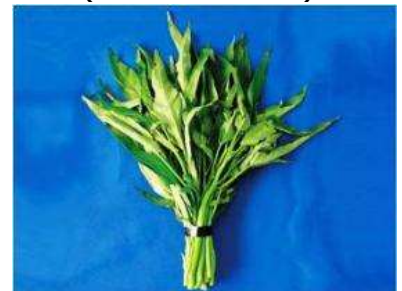
移動規制の対象害虫と発生地域



主な持ち出せない植物



サツマイモ
(芋づるも含む)



エンサイ(空心菜)



グンバイヒルガオ



ノアサガオ

※1 移動規制植物の「発生地域」から「未発生地域」への移動は植物防疫法により規制されています。
小笠原諸島も移動規制の対象地域です。

※2 久米島では平成25年4月、津堅島では令和3年4月にアリモドキゾウムシが根絶されました。

※宝島では令和元年10月に、奄美大島以南に発生しているイモゾウムシが発見されました。本虫のまん延を防止するため、宝島から十島村各島へのサツマイモ及びノアサガオ等寄主植物の移動については自粛をお願いします。

ご不明な点は農林水産省 門司植物防疫所鹿児島支所 (099-222-1046) へご連絡ください。
詳しい情報は、植物防疫所ホームページにも掲載されています。

植物検疫 移動規制

検索

ホームページはこちら

